

延暦寺学園 奨学金制度・授業料軽減制度

本学園には、比叡山延暦寺が支援する奨学金制度や授業料軽減制度があります。

1. 奨学金制度

- (1) 延暦寺特別奨学生…入学試験において奨学生としての採用が決定します。
該当者には、合格通知書にてお知らせします。

対 象	給付額
専願受験者で、 入学試験で特に優秀な成績で合格して入学した者。	3年間、授業料保護者負担額の全額
併願受験者で、 入学試験で特に優秀な成績で合格して入学した者。	A：3年間、授業料保護者負担額の全額 B：3年間、授業料保護者負担額の半額
併願受験者で、 優秀な成績で入学試験に合格し、 2022年2月21日(月)までに入学を誓約した者。	A：3年間、授業料保護者負担額の全額 B：1年間、授業料保護者負担額の半額

- (2) 延暦寺奨学生…入学後の学校生活の様子で奨学生としての採用が決定します。

対 象	給付額
他の生徒の範となり、前年度の学年成績が特に優秀で 選考基準を超え、かつ担任が推薦した者。 ※「延暦寺内部進学奨学生」を含む	次年度の授業料保護者負担額の半額 ※「延暦寺内部進学奨学生」については、 3年間、授業料保護者負担額の半額

- (3) 延暦寺体育特待生…入学前に奨学生としての採用が決定します。

対 象	給付額
「特色・スポーツ推薦制度」の有資格者で、 本校の部活動顧問から体育特待生として推薦を受け、 入学試験に合格して入学した者。 なお、硬式野球部は5名以内、他のクラブは若干名とする。	A：3年間、授業料保護者負担額の全額 B：3年間、授業料保護者負担額の半額 C：3年間、授業料保護者負担額の1/3

- (4) 延暦寺特別給費生

対 象	給付額
在学中に、経済的事情により学資支弁困難となった家 庭の生徒で、他の生徒の範となる者。	授業料保護者負担額の半額

2. 授業料軽減制度

兄弟姉妹授業料保護者負担分軽減制度

対 象	軽減額
本学園（幼稚園・中学校・高等学校）に同時に兄弟姉 妹が在学（園）する者。 ※在学中の兄弟姉妹ともに適用	高等学校は、授業料保護者負担額の15% 中学校は、授業料保護者負担額の10% 幼稚園は、保育料保護者負担額の10% ※幼稚園は在園期間中、 中学校・高等学校は卒業まで軽減

※各制度の重複（併給）はできません。

※いずれの制度も、本校生徒として本分を逸脱した場合、または年度を通じて学業成績が著しく低下した場合は、その資格を失います。1.(3)においては、クラブを退部や休部した場合も資格を失います。

※「授業料保護者負担額」とは、学費および諸費のうちの「授業料」のみを指します。ただし、「就学支援金」「特別修学補助金」対象者については、「授業料」から「それらの相当額」を差し引いた額となります。（→P.3）
なお、「授業料保護者負担額」が確定するのは年度途中になります。そのため、「奨学金制度」および「授業料軽減制度」対象者においても、学費および諸費は一旦全額納入していただき、年度内に給付金・軽減額を支給させていただきますので、ご了承ください。